

美里町新型コロナウイルス感染症対応 感染拡大防止時短要請協力金のご案内

美里町では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請に応じた飲食店に対し、美里町新型コロナウイルス感染症対応感染拡大防止時短要請協力金を支給します。

要請 対象施設	<p>食品衛生法上の営業許可を取得している次の施設</p> <p>① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設</p> <p>② 酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む) ※従前より、午前5時から午後9時までの範囲で営業している施設は、要請対象外</p>
対象期間	<p>令和3年4月5日(月) 午後9時から 令和3年5月6日(木) 午前5時まで</p> <p>※5月6日以降の延長期間の協力金は、別途案内いたします。</p>
協力金	1施設あたり124万円(1日当たり4万円×31日間)
対象要件	<p>1 令和3年4月4日以前から開業しており、対象期間中に午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に協力すること。</p> <p>2 「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等していること等</p>
申請期間	令和3年5月12日から令和3年7月31日まで

上記のほか、各種要件がございます。

【申請・問い合わせ先】

〒987-0004

美里町牛飼字御蔵新田93-4

美里町産業振興課(美里町起業サポートセンターKiribi内)

TEL:0229-25-3329

【受付時間】平日9:00~15:00